

日南市お試し就農事業実施要綱

(目的)

第1条 日南市お試し就農事業（以下「事業」という。）は、農業後継者等が農業に対する適性を図り、新規就農へ向けた研修を試験的に体験することで、農業への理解・定着を促進し、農業の中核となる担い手を継続的に確保・育成することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業後継者等 市内で新たに就農を目指す者をいう。
- (2) 受け入れ農業者等 農業経営基盤強化促進法第12条及び第14条の四の認定を受けた者（認定農業者及び新規就農認定者）で事業における農業後継者等を受け入れる者をいう。

(農業後継者等の要件)

第3条 事業における農業後継者等は次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 暴力団等（日南市暴力団排除条例（平成23年日南市条例第29号）第2条第1号に掲げる暴力団、同条第2号に掲げる暴力団員又は同条第3号に掲げる暴力団関係者に該当する者をいう。）に該当しない者
 - (2) 別に定める要領の基準を満たす者
- 2 市長が特に認めた場合は実施対象とする。

(事業期間)

第4条 事業期間は、毎年度予算の範囲内において、1人あたり1日から10日の間とし、各年度2月末日で事業終了するものとする。

(申請及び決定)

第5条 この事業の申請をしようとする者は、日南市お試し就農事業実施申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類等を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（別記様式第2号）
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、本人との面談、別に定める要領に基づく審査等必要な手続を講じ、実施することが適当であると認めるときは、日南市お試し就農事業決定通知書（別記様式第3号。以下「決定通知書」という。）により当該申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更及び承認)

第6条 前条第2項の規定により決定通知書を受けた者(以下「事業決定者」という。)が、申請事項について変更が生じた場合は、日南市お試し就農事業変更承認申請書(別記様式第4号)に、前条第1項各号に掲げる書類の内、変更に係る必要書類等を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請内容を審査した結果、適当であると認められるときは、日南市お試し就農事業変更決定通知書(別記様式第5号)により、事業決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 事業決定者は、事業終了後1ヶ月以内に、日南市お試し就農事業実績報告書(別記様式第6号)に、必要に応じ、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業記録簿(別記様式第7号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

(事業の確定)

第8条 市長は、前条の規定による提出を受けたときは、書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る事業の実施結果が、事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、日南市お試し就農事業確定通知書(別記様式第8号)により、事業決定者に通知するものとする。

(受け入れ農業者等への謝金)

第9条 市長は、受け入れ農業者等に対し、次のとおり事業実施に対する謝金を支払うものとする。

- (1) 金額は事業期間につき1日あたり11,000円とする。
- (2) その他市長が特に認めた場合は金額を増減する。

(事業の中止)

第10条 事業決定者は、事業を中止するときは、日南市お試し就農事業中止届(別記様式第9号)を市長へ提出しなければならない。

(事業決定の取消し)

第11条 市長は、事業決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事業の決定を取消すことができる。ただし、市長が特に認める場合は、この限りではない。

- (1) 前条の規定に基づく中止届が提出された場合
- (2) 事業が中止又は休止していると市長が判断した場合
- (3) 事業者が、この要綱の規定に違反したと市長が判断した場合
- (4) 適切な事業を行っていないと市長が判断した場合
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が不相当と判断した場合

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、改正後の日南市お試し就農事業実施要綱の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。